



マイナンバーカード、 通知カードの 記載事項の変更手続き をお忘れなく!!



引越し、婚姻等により、住所、氏名等が変わったときは、カードの「券面記載事項」や「ICチップ記録事項」を変更するための届出が必要です。

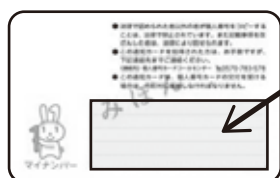
住所や氏名（外国人住民の方は通称を含みます。）等に変更などがあった場合、マイナンバー自体は変わりませんが、「マイナンバーカード」または「通知カード」に新しい住所、氏名、通称等を追記する必要があります。住民異動または戸籍の届出の際に、「マイナンバーカード」または「通知カード」を忘れずにお持ちください。なお、届出日当日にカードをお忘れになった場合は、後日でも変更手続きを行うことができますので、できるだけお早めにお越しくださいようお願いします。

※変更手続きの際は、本人確認書類〔運転免許証、旅券（パスポート）等〕をお持ちください。

※マイナンバーカードは、ICチップ記録事項の変更等の処理も行うため、暗証番号（数字4桁・英数字6～16文字）の入力が必要です。

暗証番号を忘れてしまった場合は、新しい暗証番号に設定し直すことができます。

※代理人が手続きされる場合は、委任状等が必要です。あらかじめお問合せください。



通知カード 裏面



マイナンバーカード 表面

追記

追記

変更手続きをしていない
マイナンバーカードは、
本人確認書類としても使
えませんよ



ご家族全員分の手続きもお忘れなく!

同一世帯のご家族の変更手続きを、代表の方がまとめて行うこともできます。

ただし、マイナンバーカードの場合は、ご家族全員分の暗証番号の入力が必要です。

転入された方へ



マイナンバーカードは、転入後に変更手続きを行うことなく90日を経過すると、失効してしまいますのでご注意ください。いったん失効したマイナンバーカードは、復旧させることができません。また、本人確認書類としても利用することはできませんので、役場住民課に返納していただくことになります。

なお、失効後に再交付を希望される場合は、再交付手数料800円+電子証明書発行手数料200円がかかります。



とっても便利な
マイナンバーカード
あなたもつくりませんか～
初回は無料～

マイナンバーカードなら、「マイナンバーの確認」と「本人確認」が、これ1枚で、できちゃうんです。

申請は簡単!!

運転免許証を自主返納したため、顔写真付きの公的な身分証明書がないという方などには、特におすすめ!



オンライン申請でマイナンバーカードをつくってみませんか!

役場住民課では、マイナンバーカードのオンライン申請の補助サービスを実施しています。

お手持ちのスマホか、役場住民課備え付けの無料タブレット端末を使えば、顔写真を自撮りしてそのままオンライン申請することができます。申請にかかる時間は1件につき30分程度です。

ぜひこの機会に、あなたもマイナンバーカードをつくってみてください。

その他ご不明な点についての問合せ先 役場 住民課